

買 受 申 込 書

物件番号 第 1 号

売払物件 スバル フォレスター

申込金額 ¥ _____

ただし、上記金額には車体価格、自動車重量税、自賠責保険料、リサイクル預託金及び消費税相当額を含みます。

別紙条件書、誓約事項、物件明細書及び公募公告に記載してある条件等について、 誓約・承諾のうえ、上記売払物件の買受を申し込みます。

令和 7 年 月 日

分任契約担当官

関東森林管理局

埼玉森林管理事務所長 安嶋 博志 殿

買受人

住 所

氏 名

電話番号

(裏面)

条 件 書

- 1 買受人は売払物件の現状について、事前に確認、納得した上で買受けを申し込みます。隠れた瑕疵があった場合、または欠損している部品等があっても補償及び補充は要求しません。
- 2 買受人は令和7年5月26日(月)～令和7年5月29日(木)午前9時～正午の間に契約金額を現金で埼玉森林管理事務所収入官吏へ納付します。
- 3 買受人は契約金額納入時に「引渡し注意書兼物品受領書」を埼玉森林管理事務所長に提出し、提出後15日以内(行政機関の休日を除く。)に物件を搬出します。
- 4 買受人は物品受領書の提出から10日以内(行政機関の休日を除く。)に名義変更等及び変更した旨の記載された書類(自動車検査証等)を埼玉森林管理事務所長へ提出します。名義変更等に係る一切の費用は買受人の負担とします。
- 5 買受人がやむを得ない事由により3の搬出期間満了前にその期間の延長を申請したときは、埼玉森林管理事務所長はその事由を審査して、その必要と認める期間の搬出延期を承認することができます。
- 6 5により搬出期間延期の承認を受けようとする場合には、買受人はその延長期間に対し1日につき売払い代金の1000分の1に相当する金額を納付します。
- 7 物件の引渡し前迄に、売渡人の故意又は重大な過失による損害が生じた場合を除き、売渡物件の不具合等に係る費用は、買受人の負担とします。
- 8 買受人が契約条件を履行しないときは、この契約の一部又は全部を解除されても異議を申し述べません。
- 9 売渡人が前項により契約を解除したときは、買受人は契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として納付します。
- 10 その他細部については、買受人は埼玉森林管理事務所長の指示に従います。